

CCSBT 17 報告書別紙 16

みなみまぐろ及び生態学的関連種の科学的評価を支援するための  
漁業依存データの提供に関する決議案  
(オーストラリア提案)

みなみまぐろ保存拡大委員会 (CCSBT) は、

第 16 回会合において、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、漁業者から報告されたみなみまぐろ及び生態学的関連種の漁獲データを組織的に確認する措置（保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議）に合意したことを想起し、

漁業に依存する科学データの不完全な提出が、みなみまぐろ資源の科学的な評価にもたらすリスクを認識し、

漁獲量、努力量及びサイズデータに関する科学的助言についての 2010 年まぐろ類 RFMO 合同ワークショップの勧告を認識し、

拡大科学委員会が最近年の詳細な漁業依存データへのアクセスに応じて適切な助言を提供できる能力を認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第 5 条 3 及び第 8 条 1(a)に基づき、次のとおり合意する。

1. 浮きはえ縄漁業を持つメンバー及び協力的非加盟国は、最も新しい一漁期分について、操業ごとの漁獲量及び努力量データを、以下に定める方法で毎年事務局に提供するものとする。
  - a. 事務局は、かかるデータを保持し、かつ拡大科学委員会が資源評価、管理手続き及びその他必要な科学的プロセスに使用できるようにしておくものとする。
  - b. 拡大科学委員会が使用するために事務局が用意するデータは、船舶、漁具、船団、月、年、緯度・経度ごとに集計してはならない。
  - c. 操業ごとの漁獲量及び努力量データには、操業ごとの対象種、鈎数、鉢数、漁具、船団、日、月、年、少数第 2 位までの緯度・経度、保持及び投棄したみなみまぐろの重量及び尾数、漁獲量及び努力量シリーズの標準化に使用される主要種を含む生態学的関連種の数を含めるべきである。
  - d. メンバー及び協力的非加盟国からの要請に応じて、事務局は、固有の識別子を利用することで個々の漁船が判別できる目印を匿名にすることができる。

2. みなみまぐろの蓄養事業を持つメンバー及び協力的非加盟国は、最も新しい一漁期分について、操業ごとの操業データを、以下に定める方法で毎年事務局に提供するものとする。
  - a. 事務局は、かかるデータを保持し、かつ拡大科学委員会が資源評価、管理手続き及びその他必要な科学的プロセスに使用できるようにしておくものとする。
  - b. 拡大科学委員会が使用するために事務局が用意するデータは、船舶、漁具、船団、月、年、緯度・経度ごとに集計してはならない。
  - c. 操業ごとの漁獲量及び努力量データには、操業ごとの対象種、漁具、船団、日、月、年、少数第2位までの緯度・経度、スポットター航空機を含む探索時間、保持及び投棄したみなみまぐろの重量及び尾数、生態学的関連種の数を含めるべきである。
  - d. まき網によって漁獲したみなみまぐろの全重量及びサイズ組成を推定するための方法の質を改善するための手法に関する報告を、直ちに行うものとする。
  - e. メンバー及び協力的非加盟国からの要請に応じて、事務局は、固有の識別子を利用することで個々の漁船が判別できる目印を匿名にすることができる。
3. 適切な場合には、メンバー及び協力的非加盟国は、漁業依存データ、並びにみなみまぐろ及び生態学的関連種の科学的評価に関連するその他の情報を直接交換することができる。
4. メンバー及び協力的非加盟国から事務局への漁業依存データの提供は、「みなみまぐろ保存委員会によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則」に従って行うものとする。
5. メンバー及び協力的非加盟国は、メンバー及び協力的非加盟国が定期的に報告する情報を確認するため及び未報告の旗国の漁獲量を推定するため、市場及び貿易データといった代替的な情報源を提供することもできる。